

平成23年6月
東かがわ市

再生単粒度砕石の取扱いについて

本市においては、公共工事のコスト縮減や資源の地域内循環にも資することを目的として、従来よりフィルター材等として採用している「単粒度砕石」の代替資材として、再生砕石（RC30）から調整して製造する標記資材を採用することとしました。

1. 資材名 再生単粒度砕石（RC30-25）
再生単粒度砕石（RC30-20）
2. 適用範囲 「単粒度砕石」の代替資材として、「再生単粒度砕石」を採用する。
なお、当面の間は市単独事業に限定して適用する。
3. 資材単価 「再生粒度調整砕石 RM-30」（県単価）と同価格とする。
4. 適用開始 平成23年6月1日
5. 適用条件 材料使用承認申請時に「材料試験結果報告書」を提出すること。
試験項目としては「骨材のふるい分け試験（JIS A1102）」、「粗骨材の密度および吸水率試験（JIS A 1110）」とする。

なお、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案）」（平成6年4月：建設省技調発第88号）に示す再生骨材の品質規格のうち、再生粗骨材3種の規格を満足すること。